申込みから入居まで

申込み
入居資格審査
住戸選定

※申込みと入居資格（１次）審査は同時に行います。合格すれば住戸選定をしていただきます。

↓

入居資格
（第２次）審査

↓

入居資格
（最終）審査

↓

契約書類の送付
（入居者調書等）
鍵渡し予定日の通知

↓

入居手続
（契約）

↓

鍵渡し
使用承認書の交付
入居後の説明
入居

※申込み後、通常入居まで約３か月程度の期間がかかります。
なお、年度末（１月から３月まで）の申込みにつきましては、補修工期の関係上、原則として５月下旬から６月頃の入居予定となりますので、あらかじめご了承ください。

●大阪市営住宅募集センター 募集担当にて
所定様式の「入居申込書」、「誓約書」、「大阪市営住宅入居申込に係る住所等届」を提出していただきます。
その他資格審査時に必要な書類について詳しくは、13・14ページをご覧ください。

※大阪市外に居住している（住民登録をしている）方は、「住民票の写し」「住民税課税証明書」等もあわせて必要です。
なお、募集住戸の追加時（７・11・２月）は、抽選会を実施します。

●申込書の記載内容等で情報連携を行います。

※申込書の記載内容等で情報が得られなかった場合、「住民票の写し」または「住民税課税証明書」の提出が必要です。
その他不足書類がある場合は、別途ご案内いたします。

●大阪市都市整備局住宅部管理課 市営住宅入居契約担当にて最終審査を行います。

●最終審査に合格後、大阪市都市整備局住宅部管理課 市営住宅入居契約担当から入居手続書類（契約書類等）を送付します。

●郵送又は窓口にて入居手続（契約）を行っていただきます。

契約に必要なもの

① 契約書類（市営住宅入居者調書等）※必要事項をご記入ください。
② 敷　金（負担家賃の３か月分）
③ その他本市が指定する書類

【郵送契約の場合】
お近くの金融機関にて②敷金を納付いただき、①･③を返送いただきます。
手続き完了後、本市から鍵の引換書（入居承認通知書等）を送付します。

【窓口契約の場合】
市役所本庁舎１階窓口（大阪市都市整備局住宅部管理課 市営住宅入居契約担当）へ①～③をすべてご持参いただき、受付後、敷金を納付いただきます。手続き完了後、窓口にて鍵の引換書（入居承認通知書等）を交付します。

●（入居先住宅を管轄する住宅管理センターへ）
入居手続後に交付する鍵の引換書（入居承認通知書等）をご持参ください。

※入居後は家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用（防犯灯・エレベーターの電気代や共用部分の水道代等）として共益費を負担していただきます。

申込みにあたってのご注意

(1) **申込方法、申込資格、入居収入基準等**をよくご確認のうえ、申し込みください。申込みは、１世帯１件に限ります。

(2) 資格審査の結果、入居収入基準等が不適格であれば失格となります。

(3) 家族を不自然に分割又は合併した申込みは認められません。（夫婦の別居など）
離婚予定では申し込みできません。ただし、離婚訴訟中等の場合には、家族を不自然に分割又は合併した申込みとならない場合がありますので、詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。

(4) 申込内容が事実と相違したり、事実であることの確認ができない場合は失格となります。

(5) 付近の交通機関・一般道路・高速道路・工場等の住環境について十分ご検討、ご確認ください。

(6) 昭和56年以前に建築された住宅は、旧耐震基準に基づき設計された建物です。現行の耐震基準を満たさない建物については、順次耐震改修工事を行っています。

(7) 申込みされてから住宅の補修を行いますので、**通常入居までには約３か月程度の期間がかかります。**
なお、年度末（１月から３月まで）の申込みにつきましては、補修工期の関係上、原則として５月下旬から６月頃の入居予定となりますので、あらかじめご了承ください。

(8) 現在市営住宅に入居されている名義人が、新たに申し込まれる場合の入居のあっせんは、現住宅の家賃の完納と返還等、現にお住まいの住宅の退去手続きを完了することを条件とします。

(9) 何の連絡もなく、本市の指定する手続日にお越しにならないときは、入居を辞退されたものとして処理します。入居辞退をご希望のときは、必ずご連絡くださいますようお願いします。辞退後の復活はできませんので、あらかじめご承知おきください。

(10) 一部の住宅においては内覧を実施しています。詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。

(11) **市営住宅内では、犬・猫などのペットの飼育はできません。**

(12) 申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合や市営住宅の未納家賃がある場合等は、入居できません。なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合もしくは入居後に暴力団員になったことが判明した場合、又は市営住宅の未納家賃があること等が判明した場合は、住宅の明渡しの対象となります。

(13) **申込みされた市営住宅へ入居した後は、入居者全員が当該住宅に速やかに生活の本拠を移し、住民票を当該住宅に異動してください。**

(14) 持ち家の方は、原則として申し込むことができません。ただし、入居契約日までに申込者本人及び同居する者以外に持ち家を売却される予定等の場合は申し込むことができます。詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。

(15) 資格審査時に提出していただいた書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(16) **入居後は、家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用（防犯灯・エレベーターの電気代や共用部分の水道代等）として共益費を負担していただきます。**

※募集住宅について、申込後にキャンセルがあった場合には、申込受付（先着順）を再開いたします。受付再開にあたってお知らせはいたしませんので、随時、お電話又はインターネット受付ホームページ（住戸検索）によりご確認ください。キャンセル待ちはできませんので、ご了承ください。なお、インターネット受付ホームページでは募集中の住戸をいつでも確認でき、ユーザー登録していただくと、申込みができます。

申　込　資　格

次の各項目の全部に該当する方

（②については、市営すまいりんぐ（子育て応援型）を申込みされる方は⑴を、市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅を申込みされる方は⑵を満たしている方）

①独立の生計を営んでいること

②⑴　**市営すまいりんぐ（子育て応援型）**

次のア又はイに該当していること（婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること）

ア．子育て世帯

現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）の子どもを含む親子を中心とした２人以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯であること

イ．若者夫婦世帯（※）

申込者とその配偶者（内縁関係及び婚約者を含む。）のみからなる世帯であって、そのうち、いずれかが40歳未満であること

⑵　**市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅**

現在同居しているか、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）がある方

婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること

ただし、**単身者の方**も申込可能な住宅があります。

③入居しようとする家族全員の収入合計が７～11ページ記載の入居収入基準範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること

④現在、住宅を必要とされていること

⑤申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと

⑥申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して５年を経過していない方でないこと

⑦申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

※若者夫婦世帯については令和７年４月１日からの適用となります。

・ここでいう親族とは、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則第１条第１項に定める同居親族等のことをいいます。

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

・夫婦には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリーシップ宣誓書受領証が交付された日が入居申込日の属する月の前年同月の１日以降であるパートナーシップ関係にある方を含みます。

・住宅一覧表には、随時募集対象の全住宅と駐車場の概要が掲載されています。（現在、空きのない場合もあります。）

単身者の方が申込可能な住宅については、「随時募集のご案内」をご覧ください。